



島根県報

令和4年2月18日（金）
 第 287 号
 （毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の認定	(医 療 政 策 課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	(障 がい 福 祉 課)	2
障害福祉サービス事業者の指定		
土地改良区の役員の退任の届出	(農 村 整 備 課)	2
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	(森 林 整 備 課)	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水 産 課)	5
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	(")	5
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	(沿 岸 漁 業 振 興 課)	5
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要（2件）	(中 小 企 業 課)	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	(砂 防 課)	7

【公 告】

公共測量の実施（2件）	(技 術 管 理 課)	8
公共測量の終了	(")	9
都市計画事業変更の認可	(都 市 計 画 課)	9
令和4年度における宅地建物取引業法の規定による講習	(建 築 住 宅 課)	10

【特定調達公告】

排水ポンプ車調達に係る一般競争入札の落札者等	(河 川 課)	10
新島根県立図書館情報システム構築及び賃貸借並びに運用保守業務に係る随意契約の相手方等	(社 会 教 育 課)	10

【正 誤】

令和4年2月8日付け島根県報第284号中	(森 林 整 備 課)	11
令和3年11月30日付け島根県報号外第142号中	(土 木 総 務 課)	11

告 示

島根県告示第97号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認 定 期 間
隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1	令和4年3月26日から 令和7年3月25日まで
六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市368番地4	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

島根県告示第98号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 いずもえん	地域移行支援 地域定着支援	あいか相談支援事業所	出雲市西園町3913-1	令和4年1月1日
社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会	地域移行支援 地域定着支援	津和野町社会福祉協議会	鹿足郡津和野町日原14番地	令和4年2月1日

島根県告示第99号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

松江市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

恩田 祥雄 松江市西忌部町141-3

島根県告示第100号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年2月18日

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第101号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第102号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

仁摩町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第103号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成30年島根県告示第38号による保険に付すべき義務は、令和4年1月29日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

多伎町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第104号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、令和4年2月18日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和4年2月18日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和4年2月17日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分の欄の3中「及び宇受賀」を「、宇受賀、御波及び崎」に改め、同欄の8及び9を削る。

島根県告示第105号

令和3年島根県告示第603号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない松江東川津店・ドラッグストアウェルネス東川津店
松江市下東川津町字塚田503番1外26筆

2 意見の概要**(1) 意見**

大規模小売店舗の新設においては、次の点に十分配慮すること。

ア 地元交通安全対策協議会、自治会等へ説明のうえ、適切な交通安全対策を行うこと。

イ 川津地区自治連合会を始め、周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないようにすること。

ウ 届出書に記載されている騒音対策等を適正に実施し、周辺環境への影響をできる限り低減すること。

エ 騒音等について、環境基準や騒音規制法等各種環境法令を遵守し、特に早朝、深夜の時間帯において周辺の生活環境に悪影響を与えないようにすること。万一、周辺住民から騒音等について苦情があった場合は、周辺住民と協議の上、発生源対策、防音対策等を速やかに行うこと。

オ 事業に伴い発生した廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物の区分ごとに許可を有する業者とそれぞれ契約し適正に処理すること。

カ 廃棄物等保管施設は内部で産業廃棄物と一般廃棄物が混在することのないように、仕切り等を設け、産業廃棄物の保管場所である旨を示す掲示を行うこと。

キ 令和3年8月20日付で提出された景観法による届出の内容に変更が生じる場合は、まちづくり文化財課景観政策係まで協議を行うこと。

ク 屋外広告物法による申請について、敷地外に案内用の屋外広告物等を設置する場合は、国道沿いには規制があるので注意すること。また、ハウジングランドいない松江東川津店について、敷地内に屋外広告物を設置する場合は事前に許可が必要なため、まちづくり文化財課景観政策係まで事前協議を行い、基準に適合する内容で申請を行うこと。

ケ 店舗周辺は、持田小学校、川津小学校、第二中学校へ通学する児童生徒の通学路となるため、特に登下校の時間帯については、より一層の交通安全対策を行うこと。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第106号

令和3年島根県告示第745号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや東川津店 松江市下東川津町字京田486番1外32筆

2 意見の概要

(1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点に十分配慮すること。

ア 地元交通安全対策協議会、自治会等へ説明のうえ、適切な交通安全対策を行うこと。

イ 川津地区自治連合会を始め、周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないようにすること。

ウ 届出書に記載されている騒音対策等を適正に実施し、周辺環境への影響をできる限り低減すること。

エ 騒音等について、環境基準や騒音規制法等各種環境法令を遵守し、特に早朝、深夜の時間帯において周辺の生活環境に悪影響を与えないようにすること。万一、周辺住民から騒音等について苦情があった場合は、周辺住民と協議の上、発生源対策、防音対策等を速やかに行うこと。

オ 事業に伴い発生した廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物の区分ごとに許可を有する業者とそれぞれ契約し適正に処理すること。

カ 廃棄物等保管施設は内部で産業廃棄物と一般廃棄物が混在することのないように、仕切り等を設け、産業廃棄物の保管場所である旨を示す掲示を行うこと。

キ 令和3年9月14日付で提出された景観法による届出の内容に変更が生じる場合は、まちづくり文化財課景観政策係まで協議を行うこと。

ク 屋外広告物法による申請について、敷地内の屋外広告物については事前に許可が必要なため、まちづくり文化財課景観政策係で事前協議を行い、基準に適合する内容で申請を行うこと。また、敷地外に案内用の屋外広告物等を設置する場合は、国道沿いには規制があるため注意すること。

ケ 店舗周辺は、持田小学校、川津小学校、第二中学校へ通学する児童生徒の通学路となるため、特に登下校の時間帯については、より一層の交通安全対策を行うこと。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第107号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 区域の名称 生谷（追加）

2 土地の表示

平成28年島根県告示第299号（生谷区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱4号から8号までを順次に結んだ線、告示で指定した標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱56号を結んだ線、標柱56号から58号までを順次に結んだ線、告示で指定した標柱8号と次に掲げる地番の土地に存する標柱58号を結んだ線により囲まれた区域及び

告示で指定した標柱46号と47号を結んだ線、告示で指定した標柱46号と次に掲げる地番の土地に存する標柱59号を結んだ線、標柱59号と60号を結んだ線、告示で指定した標柱47号と次に掲げる地番の土地に存する標柱60号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市木次町西日登249番1	56号
” 251番1	57号
” 279番1地先道	58号
” 267番3	59号
” 266番1	60号

島根県告示第108号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 十日市3
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次に結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市掛合町掛合1788番3	1号
” 4429番1	2号及び3号
” 4430番	4号及び5号
” 1789番1地先水	6号
” 1788番3地先道	7号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間
令和4年3月1日から令和5年3月17日まで
- 3 作業地域
浜田市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年2月4日から同年12月20日まで
- 3 作業地域
鹿足郡津和野町笹山及び中座地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年1月26日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測深）
- 2 作業期間
令和3年6月9日から令和4年1月26日まで
- 3 作業地域
江津市・邑智郡川本町を含む周辺

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示（令和4年中国地方整備局告示第8号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称
益田都市計画道路事業3・6・14号元町人麿線
- 2 施行者の名称
島根県
- 3 事務所の所在地
益田市昭和町 益田県土整備事務所
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

令和4年度における宅地建物取引業法の規定による講習の指定（平成30年島根県告示第742号）により指定した講習は次のとおりである。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 主催者の名称、住所及び連絡先

公益社団法人全日本不動産協会 東京都千代田区紀尾井町3-30 全日会館 03-3263-7030

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
2022年9月14日（水）	午前9時30分から午後4時40分まで	くにびきメッセ	松江市学園南一丁目2-1
2023年3月8日（水）	午前9時30分から午後4時40分まで	浜田ニューキャッスルホテル	浜田市殿町83-124

3 受講料

12,000円

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 物品等の名称、数量及び配車先

排水ポンプ車（30m³/min級、揚程10m）1台 県央県土整備事務所管内で契約後に指定する場所

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部河川課水政グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和4年1月28日

4 落札者の氏名及び住所

山陰クボタ水道用材株式会社 代表取締役社長 杉谷 雅祥 島根県松江市平成町182番地15

5 落札金額

60,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和3年12月17日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年2月18日

- 1 役務の名称及び数量
新島根県立図書館情報システム構築及び賃貸借並びに運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁社会教育課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年1月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社島根支社 支社長 艸葉 美市博 島根県松江市学園南二丁目10番14号
富士通リース株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額
86,974,272円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

正 誤

令和4年2月8日付け島根県報第284号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第80号中	仁多郡奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）	仁多郡奥出雲町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）

令和3年11月30日付け島根県報号外第142号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から6	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">H 年度</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">H 年度</div> を <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">年度</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">年度</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">年度</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">H 年度</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">H 年度</div> を <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">年度</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">年度</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">年度</div> </div>